

大和市監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年1月30日

大和市監査委員 佐藤光徳

大和市監査委員 中村一夫

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
- 2 監査対象 市民経済部
- 3 監査対象期間 令和6年1月～令和6年12月
- 4 監査年月日 令和7年1月30日
- 5 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、市民経済部(市民活動課、保険年金課、生活あんしん課)において次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 収入調定に関する事務
  - (3) 契約に関する事務
  - (4) 補助金交付に関する事務
  - (5) 財産管理に関する事務
  - (6) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
  - (7) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
  - (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
  - (9) 備品管理に関する事務
  - (10) 基金管理に関する事務
  - (11) つり銭・領収印の管理に関する事務
  - (12) 切手の受払に関する事務
  - (13) 証紙売りさばきに関する事務
  - (14) 国民健康保険税の賦課及び減免に関する事務
  - (15) 高額療養費の支給に関する事務
  - (16) 療養費支給に関する事務
  - (17) 第三者行為の請求に関する事務

- (18) 不当利得の請求に関する事務
- (19) 後期高齢者医療保険料過誤納金還付に関する事務
- (20) 後期高齢者医療保険料不納欠損処分に関する事務
- (21) 手持ち現金の管理に関する事務

- 6 主な着眼点
- ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
  - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
  - ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
  - ・ 補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
  - ・ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
  - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか

- 7 監査結果
- 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。